

厚木市企業等の立地促進等に関する条例等の一部改正の骨子に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

地域経済の発展やまちづくりの基盤をつくる上で大きな役割を果たしてきた厚木市企業等の立地促進等に関する条例が令和8年3月31日に適用期限を迎えることから、今後も市外からの企業誘致、市内企業の再投資を継続して支援し地域経済を持続的に成長・発展させていくため、厚木市企業等の立地促進等に関する条例及び同条例施行規則の一部を改正するものです。

つきましては、厚木市企業等の立地促進等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正の骨子について、市民の皆様の見解等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市企業等の立地促進等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正の骨子

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（9月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（9月1日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 骨子の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で9月1日から10月1日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は産業振興課（電話 046-225-2831）に連絡してください。

- (1) 市役所第2庁舎8階 産業振興課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

(8) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和7年9月1日（月）から10月1日（水）まで

※ 郵送の場合は、10月1日必着とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 市公式LINEにより提出する。



《市公式LINE》

- (3) 意見提出用紙を持参する。

ア 市役所第2庁舎8階 産業振興課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎1階
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター
- (オ) 中央図書館

(カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

(4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市産業文化スポーツ部産業振興課宛て

(5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-223-7875

(6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 3900@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「厚木市企業等の立地促進等に関する条例等の一部改正の
骨子パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市企業等の立地促進等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、「4 骨子の閲覧及び配布」に掲げた場所等で公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。